

## リスク分担表1(三田市野外活動センター 再生プロジェクト)

予想されるリスクとその責任分担は、リスク分担表1及び2のとおりとしますが、詳細については、基本協定締結に向けた協議の中で決定することとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
募集資料	募集要領等の誤り又は内容に関するもの	○	
	提案内容等の誤り又は内容に関するもの		○
許認可取得	必要となる許認可取得の遅延若しくは不可		○
法令・税制変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更		○
議会の議決	議会の議決が得られない	双方の責めに帰さない	
市民・利用者対応	事業者が実施する施設運営や維持管理に起因する苦情・要望・訴訟等		○
	市民の反対運動に伴う苦情・要望・訴訟等	○	
地元慣行	募集要領等に記載がある、これまでからの地元地域等と結んでいる慣行等		○
	募集要領等に記載がない、これまでからの地元地域等と結んでいる慣行等	双方協議	
第三者賠償	事業者が実施する施設運営や維持管理の不備に起因する事故		○
施設の瑕疵	土地については地中構造物、土壌汚染など、建物についてはアスベストの有無、さらには経年劣化に伴う施設の老朽化など、その他土地及び建物に関する一切の瑕疵		○
物価変動	人件費、物品費等物価変動に関するもの		○
金利変動	金利の変動に関するもの		○
需要変動	施設の需要に関するもの		○
債務不履行	市の責めによる基本協定や契約条件等の不履行	○	
	事業者の責めによる基本協定や契約条件等の不履行		○
不可抗力(自然災害等)	暴風雨、大地震などの天災、暴動、争乱等に起因する履行不能	双方の責めに帰さない	
事業費	建築資機材等の高騰、納期等の遅れ		○
橋梁の瑕疵	市が既存橋梁の拡幅を行った場合	○	
	事業者が新たな橋梁を設置した場合		○
施設運営	事業者の提案する施設運営に関するもの		○
人員確保	人員の確保等に関するもの		○

リスク分担表2(三田市野外活動センター 再生プロジェクト)

No.	フェーズ	事象	原因	対応
1	優先交渉権者決定 ～ 基本協定締結	事業計画が成立しない(合意できない)	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	市は次点交渉権者との交渉に移ります。 なお、事業者に故意または重大な過失があると市において判断した場合、市は事業者に対し、損害賠償請求権を有します。
			政策変更など市の責めに帰す場合	市は事業を中止する場合があります、事業者は交渉終了権を有します。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	市は事業を中止する場合があります、事業者は交渉終了権を有します。
		協議期間が経過する	協議の遅延など事業者の責めに帰す場合	事業者は延長申請をし、市が承諾する場合は協議延長とし、不承諾の場合は次点交渉権者との交渉に移ります。
			政策変更など市の責めに帰す場合	市は協議要請をします。協議が成立せず、著しく協議期間が延長する場合、事業者は交渉終了権を有します。
自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	事業者は延長申請をし、市が承諾する場合は協議延長とし、不承諾の場合は次点交渉権者との交渉に移ります。 なお、著しく協議期間が延長する場合、事業者は交渉終了権を有します。			
2	基本協定締結 ～ 契約締結	事業計画の変更が必要となる	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権及び損害賠償請求権を有します。
			政策変更など市の責めに帰す場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権を有します。 なお、事業者において著しい計画変更が必要な場合、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有します。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権を有します。 なお、事業者において著しい計画変更が必要な場合、事業者は解除権を有します。
		事業実施が不可能・著しく困難	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	市は解除権及び損害賠償請求権を有します。
			政策変更など市の責めに帰す場合	市は協議要請をし、協議が整わない場合、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有します。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	市と事業者は共に解除権を有します。

※「原因」欄における、事業者、市のいずれの責めに帰すべきかは、リスク分担表1に従って判断する

リスク分担表2(三田市野外活動センター 再生プロジェクト)

No.	フェーズ	事象	原因	対応
3	契約締結 ～ 物件引渡し	事業計画の変更 が必要となる	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合は解除権(保証金返還なし)及び損害賠償請求権を有します。
			政策変更など市の責めに帰す場合	事業者は変更申請をし、市は承諾の場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権(保証金返還あり)を有します。 なお、事業者において著しく計画変更が必要な場合、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有します。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権(保証金返還あり)を有します。 なお、事業者において著しく計画変更が必要な場合、事業者は解除権を有します。
		事業実施が不可能・著しく困難	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	市は解除権(保証金返還なし)及び損害賠償請求権を有します。
			政策変更など市の責めに帰す場合	市は解除権(保証金返還あり)を有し、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有します。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	市は解除権(保証金返還あり)を有し、事業者は解除権を有します。
4	物件引渡し ～ 施設オープン ～ 事業期間中	事業計画の変更 が必要となる	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権(保証金返還なし)及び損害賠償請求権を有し、事業者は原状回復義務を負います。
			政策変更など市の責めに帰す場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権(保証金返還あり)を有し、原状回復については市と事業者による協議により定めるものとします。 なお、事業者において著しく計画変更が必要な場合、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有し、原状回復については市と事業者による協議により定めるものとします。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	事業者は変更申請をし、市が承諾する場合は計画変更を認め、不承諾の場合市は解除権(保証金返還あり)を有し、事業者は原状回復義務を負います。 なお、事業者において著しく計画変更が必要な場合、事業者は解除権を有します。ただし、この場合も事業者は原状回復義務を負うものとし、その範囲について市と協議するものとします。
		事業実施が不可能・著しく困難	事業の見込み違いなど事業者の責めに帰す場合	市は解除権(保証金返還なし)及び損害賠償請求権を有し、事業者は原状回復義務を負います。
			政策変更など市の責めに帰す場合	市は解除権(保証金返還あり)を有し、事業者は解除権及び損害賠償請求権を有し、原状回復については市と事業者による協議により定めるものとします。
			自然災害や市議会の議決が得られないなど、双方の責めに帰さない場合	市は解除権(保証金返還あり)を有し、事業者は解除権を有します。ただし、この場合も事業者は原状回復義務を負うものとし、その範囲について市と協議するものとします。

※「原因」欄における、事業者、市のいずれの責めに帰すべきかは、リスク分担表1に従って判断する